

# 年末・年始における業務の取扱いについて

## 1. 年末における業務の取扱い

(1) 本年末の業務の取扱いは令和6年12月27日(金)までとなっております。

例年年末は業務が輻輳し、混雑が予想されることから、諸手続は可能な限り早くされますようお願いいたします。

年内に検査受けを予定されている車両で、改造車・並行輸入車・新規検査等事前届出対象車の事前申請書類は、**令和6年12月12日(木)**までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(2) 年末に諸手続が集中すると処理が翌年になることがあります。そのため、可能な限り早めに諸手続をお願いいたします。

なお、事業用自動車の代替等で年内に検査・登録の手続を要するものについては、特に早めに諸手続をお願いいたします。

(3) 検査及び登録申請の書類は、正確に記入するとともに、内容を十分に確認した上で提出されるようお願いいたします。

(4) 車検指定日の変更及び空予約は、他の申請者の迷惑となることから、ご遠慮ください。

## 2. 年始における業務の取扱い

**令和7年1月6日(月)**から平常どおり行います。

近畿運輸局大阪運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部